

「東区E産探求プロジェクト事業」に係る委託業者選定プロポーザル実施要領

1. 概要

(1) 業務名称

東区E産探求プロジェクト事業業務委託

(2) 業務内容

別添「東区E産探求プロジェクト事業業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 委託費用

上限額 3,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(5) 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

(6) 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ② 本業務の受注能力を有するものであること
- ③ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- ④ 新潟市入札参加資格者名簿に登録されていること
- ⑤ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続開始の申し立てがなされていない者(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く)
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く)

(7) スケジュール

日程	内容
令和8年3月25日(水)	公募開始(市ホームページに掲載)
令和8年3月31日(火)午後5時	質問書提出締切
令和8年4月6日(月)	質問への回答期限
令和8年4月13日(月)午後5時	提案書提出締切
令和8年4月20日(月)～24日(金)のいずれか1日	選定委員会開催
選定委員会開催後速やかに	選定結果通知・契約

2. 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問の提出・回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問をすることができる。

【提出書類】質問書（任意様式、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記すること）

【提出期限】令和8年3月31日（火）午後5時まで（必着）

【提出方法】電子メール

【回答方法】質問受理後、令和8年4月6日（月）までに市ホームページに掲載するとともに、電子メールにて随時回答

(2) 提案書の提出

本公募に参加する場合は、提案書を提出すること。

【提出書類】項目3. 提出物（参加申込書等）のとおり

【提出部数】正本1部、副本7部

※1 社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと

※2 ホチキス止めや製本はせず、ゼムクリップ等で止めて提出すること

【提出期限】令和8年4月13日（月）午後5時まで（必着）

【提出方法】持参又は郵送による

※ 持参の場合は市の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は提出期限まで必着とする

【その他】提案書提出後の追加及び変更は認めず、提出資料は一切返さない

※ 提案を辞退する場合は令和8年4月17日（金）までにメール又はFAXにより辞退届（任意様式）を提出すること

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒950-8709 新潟市東区下木戸1丁目4番1号

東区役所 地域課 産業文化振興室（41番窓口）

TEL：025-250-2170 FAX：025-271-8131

E-mail：chiiki.e@city.niigata.lg.jp

3. 提出物（参加申込書等）

(1) 規格

A4判・片面印刷（縦・横は不問）

(2) 提出部数

項目2（2）記載のとおり

(3) 提出書類

次のとおり各種書類を作成し提出すること。

① 参加申込書（様式1）

② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式2）

③ 誓約書（様式3）

④ 企画提案書（様式任意）

※（4）企画提案書の作成要領に沿って作成すること

- ⑤ 経費見積書（様式任意）
 - ※ 委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費を可能な限り詳細に、かつ内訳（経費区分）を具体的に記載すること
- ⑥ 組織の概要及び業務実績（様式4）
- ⑦ 業務実施体制（様式任意）
 - ※1 業務における担当者の配置、役割とその担当者の氏名、所属・役職がわかるように運営体制図を記載すること
 - ※2 業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名及び責任者名を記載すること
- ⑧ その他企画提案に必要な資料（様式任意・必要な場合のみ）
 - ※ 必要に応じて補足資料を求める場合がある

（4）企画提案書の作成要領

次の事項について留意し、提案書を作成すること。

- ① 仕様書「4 業務内容」の「(3) 遊びの要素等を加えたイベントの開催」についての企画を作成すること
 - ※1 契約締結後は、本企画提案書の内容に沿ってイベントを開催することとし、提案者が確実に実現できる内容で提案すること
 - ※2 仕様書「4 業務内容」の「(3) 以外の項目」については、最優秀提案者に選定された場合、業務委託契約の締結交渉を行う際に、委託者と協議して決定すること
- ② 提案書には、以下の（ア）～（エ）の内容を盛り込むこと
 - （ア）イベントの企画コンセプト
 - （イ）開催期間などの概要
 - （ウ）想定参加者数
 - （エ）ターゲットを明確にした広報手法

4. 審査

（1）選定委員会

受託候補者選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員は、東区役所職員で構成するが、審査終了まで非公開とする。

（2）ヒアリング審査の実施

- ① ヒアリング審査の出席者は、総括責任者を含め最大3名までとする
- ② ヒアリングの時間は、1社あたり約25分（説明15分、質疑10分）を想定している
- ③ ヒアリング審査の開催日時等の詳細は、提案者に別途通知する

（3）選定方法

- ① 選定委員会は、提出された企画提案書等に基づく書類審査及びヒアリング審査により最優秀提案者を選定する
- ② 審査基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となり、その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者を選定する
- ③ 得点が高い者であっても、その得点が配点合計の60パーセントに満たない場合は、最優秀提案者を選定しない場合がある

- ④ 提案者が1者であっても審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合は、その者を委託候補者とする
- ⑤ 業務履行が困難と思われる低価格での提案の場合は、費用、履行体制などについて調査を行ったうえで、失格とする場合がある

(4) 審査基準

評価項目		評価の観点	配点
1 提案内容	(1) 具体性・実現性	業務の趣旨を十分に理解し、目的達成に向けて具体性・実現性がある提案となっているか	20
	(2) 創意工夫・独自性	新規性のあるアイデアや提案を盛り込むことで、より効果的な事業実施が見込めるか	20
	(3) 訴求力	ターゲットを明確にし、効果的に訴求できる提案となっているか	20
2 業務遂行体制	(1) 経験・実績	これまでの経験・実績などから、適切に事業を遂行し、成果を上げることが見込めるか	20
	(2) 業務体制・進行管理	業務内容に対して、適格な業務体制（スタッフの配置など）が生まれ、事業の進行管理を適切に行うことが見込めるか	10
3 経費の妥当性	(1) 見積額	費用対効果の観点から優れたものであるか	10
合計			100

※1 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する

※2 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合は、見積額の最も低い提案者を第1位として決定するが、その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する

(5) 審査結果の通知

審査結果は、各提案者へ文書で通知する。なお、受託者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表として、得点や順位等の開示は行わないとともに、審査結果等の問い合わせは一切受け付けない。

5. 契約

(1) 受託者の決定

審査により選定した最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は見積書記載金額の範囲内で契約を締結する。なお、最優秀提案者が失格事項又は不正が判明した場合は、次点以降の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行う。

(2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところに準じる。

(3) 契約の解除

本要領に違反した場合、新潟市は契約を解除することができる。これに伴い受託者が損害を

受けた場合において、新潟市に対して損害を請求できないものとする。

(4) 再委託の禁止

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

6. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 本要領の通知以降、選定が終了するまでの間に、審査委員に不当な接触を行った者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) 著作権等

- ① 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積り額及び契約額に含むこと
- ② 本業務に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む)及びその他の権利は、全て新潟市に帰属するものとし、今後、成果品を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること
ただし、新潟市と受託者が協議の上、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについてはこの限りではない

(3) その他

- ① 提案書等の作成にかかる全ての費用は、提案者の負担とする
- ② 提出されたすべての提案書は返却しない
- ③ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない
- ④ 提案された提案書は、複製する場合がある
- ⑤ 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び軽量法によるものとする